◇令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律（法律第二七号）（総務省）

1　令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等

㈠　令和二年度特別定額給付金等の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができないこととした。（第一項関係）

㈡　令和二年度特別定額給付金等として支給を受けた金銭は、差し押さえることができないこととした。（第二項関係）

2　この法律において「令和二年度特別定額給付金等」とは、市町村又は特別区が支給する次に掲げる給付金をいうこととした。（第三項関係）

㈠　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二四年法律第三一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）のまん延及びその防止のための措置の影響に鑑み、家計への迅速かつ的確な支援の観点から支給される給付金であって、令和二年度の一般会計補正予算（第1号）における全国全ての人々への新たな給付金（特別定額給付金（仮称））を財源とするもの

㈡　新型コロナウイルス感染症のまん延及びその防止のための措置による児童の属する世帯への経済的な影響の緩和の観点から支給される給付金であって、令和二年度の一般会計補正予算（第1号）における子育て世帯への臨時特別給付金を財源とするもの

3　㈠　この法律は、この法律の施行前に支給を受け、又は支給を受けることとなった令和二年度特別定額給付金等についても適用することとした。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げないものとすることとした。（附則第二項関係）

㈡　差押えの禁止等の対象となる特別給付金（新型コロナウイルス感染症が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする観点から支給される令和二年度特別定額給付金等以外の給付金をいう。）の範囲その他の特別給付金の差押えの禁止等の在り方については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすることとした。（附則第三項関係）

4　この法律は、公布の日から施行するものとすることとした。

◇新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金の支払の臨時特例に関する政令（政令第一五八号）（財務省）

1　新型コロナウイルス感染症対策中小企業等持続化給付金について、その申請者が経済産業大臣から指定を受けた者に当該給付金を受領する権限を付与した場合に限り、当該指定を受けた者に対し、概算払をすることができることとした。

2　概算払をしようとするときは、経済産業大臣は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならないこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を追加することとした。（第二条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（政令第一六〇号）（財務省）

1　納税の猶予の特例について、対象となる国税の期日、申請書に添付すべき書類の範囲等を定めることとした。（第二条関係）

2　指定行事の中止等により生じた権利を放棄した場合の寄附金控除又は所得税額の特別控除の特例について、指定行事の細目等を定めることとした。（第三条関係）

3　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例について、特例増改築等、耐震改修及び特例取得に係る契約の期限等を定めることとした。（第四条関係）

4　大規模法人等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付について、大規模法人の範囲の細目等を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

5　消費税の納税義務の免除の規定の適用を受けない旨の届出等に関する特例について、その適用要件である収入の著しい減少に係る期間の終期を定めることとした。（第七条関係）

6　特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税について、対象となる公的貸付機関等及び金融機関並びに特別貸付けの範囲等を定めることとした。（第八条関係）

7　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇地方税法施行令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（総務省）

1　道府県民税及び市町村民税

新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置の細目を定めることとした。（改正令附則第二条及び第三条関係）

2　不動産取得税

新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例措置について、その適用を受けるための耐震改修に係る契約締結の期限を耐震基準不適合既存住宅の取得の日から五月を経過する日又は地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二六号）の施行の日から二月を経過する日のいずれか遅い日とすることとした。（附則第三八条関係）

3　固定資産税

新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる資産等の細目を定めることとした。（附則第三九条関係）

4　その他

㈠　新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例について、その対象となる地方団体の徴収金の期日等の細目を定めることとした。（附則第三六条関係）

㈡　新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例の申請手続を定めることとした。（附則第三七条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。